



熊本県公報

第 1 2 6 1 1 号
平成 29 年 4 月 11 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (高齢者支援課) 1
- 熊本県主要農作物奨励品種等の改正…………… (農産園芸課) 1
- 宇城広域連合規約の一部変更…………… (市町村課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の事業の廃止…………… (障がい者支援課) 2
- 富岡港港湾施設の概要…………… (港湾課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の区域変更…………… (//) 4
- 道路の区域変更…………… (//) 4

公 告

- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 基本測量の実施…………… (監理課) 4
- 公共測量の終了…………… (//) 5
- 道路の位置指定…………… (建築課) 5
- 道路の位置指定…………… (//) 5
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定等手数料算定対象面積
の控除措置…………… (//) 5
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 6
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (//) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 6
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 7
- 農用地利用配分計画の認可申請…………… (//) 7

登 載 依 頼

- 自動車任意保険契約に係る一般競争入札の実施…………… (警察本部警務課) 8
- 平成 29 年度熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防
災本部及び熊本県水防協議会合同会議の開催…………… (防災会議) 10
- 熊本県災害対策本部規程の一部を改正する訓令…………… (災害対策本部) 11

告 示

熊本県告示第 4 6 7 号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 6 2 年法律第 3 0 号）附則第 2 0 条第 1 項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第 2 項において準用する同法第 4 8 条の 8 の規定により次のとおり公示する。

平成 29 年 4 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
株式会社共生 上益城郡山都町 馬見原 7 9 4 番 8 号	サービス付高齢者 住宅 はあとふる 上益城郡山都町馬 見原 7 9 1 番 4 号	4 3 1 1 0 0 3 0 9	平成 29 年 3 月 3 1 日	サービス付 き高齢者向 け住宅

熊本県告示第 4 6 8 号

昭和 3 6 年 4 月 2 5 日熊本県告示第 2 5 6 号（熊本県主要農作物奨励品種及び認定品種）の一部を次のように改正する。

平成 29 年 4 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 の水稻の表を次のように改める。
- 1 水稻

奨励 認定 の別	種別	早中 晩の 別	品種名	旧系統名	育成地	両親名		採用 年次	適 地	概 評
						母	父			
認定	うるち	極早	わさもん	熊本GR05	熊本県農 業研究セ ンター	越南175号	きらり宮崎	平.23	全域	食味は極良。コシヒカリより収穫が早い極早生種。コシヒカリより品質が優れ、耐倒に強い。いもち病には強い。白葉枯病に弱いので常発地での栽培は避ける。
奨励	うるち	極早	コシヒカリ	越南17号	新潟県農 試	農林22号	農林1号	昭.59	海岸島しょ地域の早期及び高冷地、山麓準平坦球磨地域	品質・食味は極良。やや長稈で倒伏に弱い。いもち病にやや弱い。
奨励	うるち	極早	キヌヒカリ	北陸122号	北陸農試	F1(収2800/ 北陸100号)	ナゴユタカ	平.3	平坦地の早期栽培	コシヒカリより穂発芽しやすい。食味はコシヒカリと同程度であるが粘りが強い。
認定	うるち	早早	いただき	北陸179号	兵庫県中 央農業研 究センタ ー	収4885	収4695	平.12	緑川上流地域及び県北の中山間地	良質、多収、食味極良、短稈で倒伏に強いが、いもち病、白葉枯病にはやや弱いので、多肥栽培を避け、適期防除を行う。
奨励	うるち	早晩	あきげしき	南海131号	宮崎県総 合農試	西海199号	ヒノヒカリ	平.9	高冷地及び中山間地	食味極良。やや短稈で倒伏にはやや強から強、白葉枯病には中、葉いもちには中、穂いもちにはやや弱であるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	ヒノヒカリ	南海102号	宮崎県総 合農試	黄金晴	コシヒカリ	平.1	山麓準平坦地及び球磨地域	食味極良。やや長稈の偏穂重型。倒伏はやや弱。いもち病やや弱、白葉枯病中～弱。倒伏に難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	森のくまさん	熊本2号	熊本県農 業研究セ ンター	ヒノヒカリ	コシヒカリ	平.9	平坦地域及び海岸島しょ地域	食味極良。中稈偏穂重型。耐倒伏性やや弱、白葉枯病には中、いもち病にはやや弱、穂いもちに難点があるので、肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	くまさんの力	熊本A49号	熊本県農 業研究セ ンター	ヒノヒカリ	北陸174号	平.20	山麓準平坦地域	食味極良。高温登熟性はやや強。中稈偏穂重型。倒伏性は中。白葉枯病には弱、いもち病にはやや弱。白葉枯病に弱いので常発地での栽培を避けるとともに肥培管理に注意。
奨励	うるち	中中	くまさんの輝き	熊本GR07号	熊本県農 業研究セ ンター	南海137号	中部98号	平.29	山麓準平坦地域	食味極良。高温登熟性はやや強。やや短稈で穂数型。倒伏性はやや強。いもち病にはやや弱いので肥培管理に注意。
認定	うるち (酒米)	中晩	山田錦	山渡50～7	兵庫県中 央農業研 究センタ ー	山田穂	短稈渡船	平.1	緑川上流地域及び県北の中山間地	酒造好適米として品質良好。偏穂重型、極長稈で倒伏に弱い。いもち病に弱いので、栽培管理に注意。
認定	うるち (酒米)	中晩	華錦	熊育GR06	熊本県農 業研究セ ンター	夢いずみ	山田錦	平.27	平坦地域及び山麓準平坦地域	酒造好適米として品質良好。やや長稈、偏穂数型、倒伏には中程度に強い。いもち病に弱いので、栽培管理に注意。
奨励	うるち	晩晩	あきまさり	西海248号	九州沖縄 農研	かりの舞	あきさやか	平.17	高冷地域を除く普通期栽培地帯	多収、良食味、やや長稈、偏穂重型。耐倒伏性強。葉いもちやや弱、穂いもち中、白葉枯病やや弱。
認定	うるち (米粉等)	晩晩	ミズホチカラ	西海203号	九州農試	奥羽326号	86SH283	平.22	平坦地域	米粉用米として適する。高冷地での栽培は不適。短稈穂重型、多収、耐倒伏性極強。ベンゾピシクロンやテフリルトリオン等の剤に感受性を示すため、該当剤を含まない除草剤を使用する。白葉枯病に弱。登熟期間が長いのでやや早稲えとする。
認定	うるち (米粉等)	晩晩	北陸193号	北陸193号	北陸農試	上344	桂長2号	平.22	全域	米粉用米、多用途米として適する。やや短稈、極穂重型、極多収で耐倒伏性極強。粒形やや細長。脱粒性はやや易。休眠性が強いので休眠打破を行う。登熟期間が長いのでやや早稲えとする。
認定	もち	早早	峰の雪もち	北陸糧141号	北陸農試	奥羽302号	ヒメノモチ	平.8	平坦地域の早期栽培地帯	良質、良食味、極短稈、偏穂重型、倒伏強。ふ先色が黄白で混種の危険があるためもち米団地用品種。
奨励	もち	晩晩	ヒヨクモチ	西海糧118号	九州農試	ホウヨク	祝糯	昭.59	平坦地域の肥沃地	良質多収。短稈偏穂重型、葉いもち、紋枯病にやや弱。ふ先色が不鮮明で混種の危険性があるためもち米団地品種。

熊本県告示第469号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定により、平成29年3月28日付けで宇城広域連合長から宇城広域連合規約の一部変更に係る届出があり、平成29年3月29日付けでこれを受理した。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県告示第470号

次のとおり児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定による指定通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により公示する。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
指定児童発達支	社会福祉法人 白川	平成29年3	4352200242	指定児童発

援多機能型事業 所 くまぼこ 菊池郡大津町大 字大津 2 1 4 番 地 1	園 菊池郡大津町美咲野 三丁目 2 2 番地 4 吉良 朋広	月 3 1 日		達支援
----------------------------------------------------	-----------------------------------------	---------	--	-----

熊本県告示第 4 7 1 号

港湾法（昭和 2 5 年法律第 2 1 8 号）第 3 4 条において準用する同法第 1 2 条第 5 項の規定により、熊本県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示し、平成 2 9 年 4 月 1 1 日から当該港湾施設の供用を開始する。

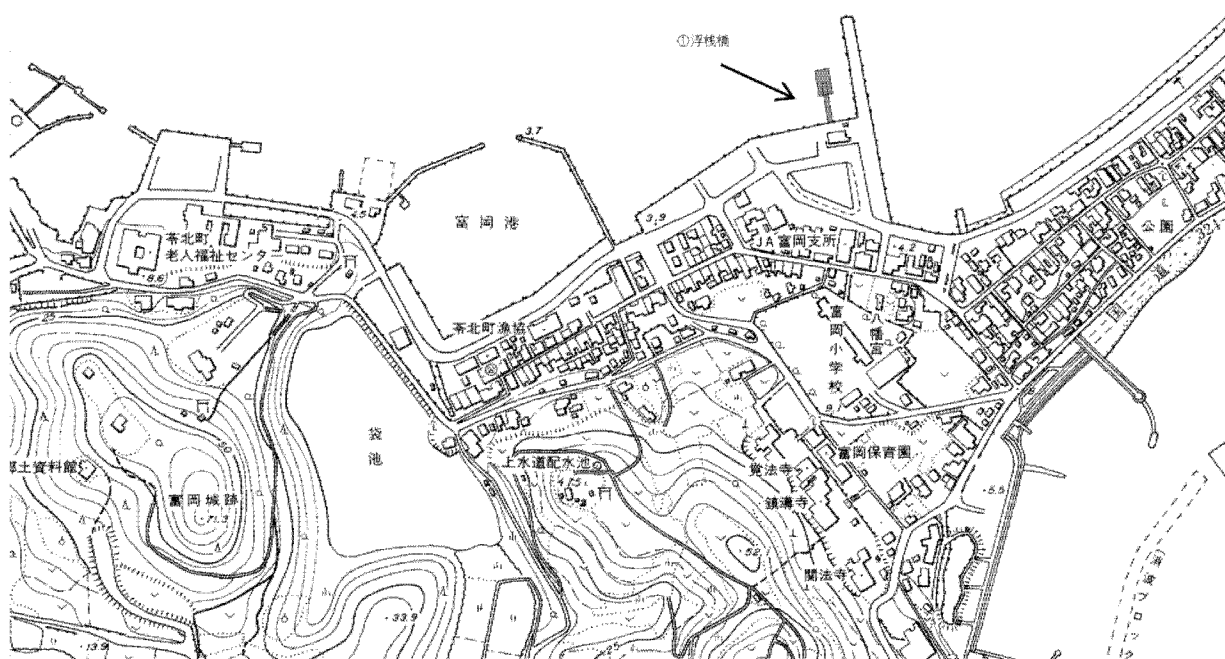
平成 2 9 年 4 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 港湾名 富岡港
- 2 所在 天草郡苓北町富岡地先
- 3 概要

番号	種類	数量及び能力
①	浮棧橋	1 基（延長 4 8 メートル、幅員 6 メートル）

4 位置図



熊本県告示第 4 7 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 4 月 1 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 4 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	相良人吉線	球磨郡山江村大字山田戊字桂ノ谷 3 3 2 番 3 地先から 同所 3 2 2 番 1 6 地先まで	111.8	単道改

2 供用を開始する期日 平成29年4月11日

熊本県告示第473号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	南小国波野線	阿蘇郡南小国町大字満願寺字下り戸	前	6.4	27.7	災害復旧
		4185番1地先から		9.3		
		同所	後	10.2	27.7	
		4185番1地先まで		23.8		

2 区域を変更する期日 平成29年4月11日

熊本県告示第474号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成29年4月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	瀬田竜田線	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字法立	前	5.9	19.9	橋梁災害復旧
		1948番1地先から		7.5		
		同所	後	5.9	19.9	
		1942番1地先まで		17.2		

2 区域を変更する期日 平成29年4月11日

公 告

熊本県公告第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字辛川字下石ヶ迫2456番、同2457番、同2458番、同2459番、同2460番、同2462番、同2463番、同2464番、同2465番、同2466番、同2473番、同2474番、同2475番1、同2475番2、同2494番、同2495番1、同2495番2及び里道19,515.05平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

熊本市東区平山町2986番地11
肥後木材株式会社

熊本県公告第204号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次

のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	熊本県内全域

熊本県公告第205号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により熊本県知事から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営坂梨・古城地区確定測量）	平成28年11月11日から 平成29年3月17日まで	阿蘇市一の宮町坂梨地内、阿蘇市一の宮町三野地内

熊本県公告第206号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 熊本市東区東野一丁目15番18号
- 2 築造者の氏名 株式会社みた商事
- 3 道路の位置 上益城郡御船町大字滝川字極田15番1
- 4 道路の幅員 4.01メートルから6.01メートルまで
- 5 道路の延長 81.18メートル
- 6 指定年月日 平成29年3月23日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第137号

熊本県公告第207号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 荒尾市荒尾2320番地36
- 2 築造者の氏名 飯牟禮武
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字長洲字新山761番8及び同764番8
- 4 道路の幅員 4.00メートルから5.01メートルまで
- 5 道路の延長 77.84メートル
- 6 指定年月日 平成29年3月27日
- 7 指定番号 熊本県指令北景建一第117号

熊本県公告第208号

熊本県手数料条例別表第10の2の備考欄、別表第26の11の2の備考欄1及び別表第6の11の3の備考欄1にそれぞれ規定する知事が指定する部分を次のとおり定めた。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 知事が指定する部分
次のいずれかの用途に供する建築物の部分
 - 1) 工場における生産エリア
 - 2) 倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
 - 3) データセンターにおける電算機室
 - 4) 大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室
- 2 指定年月日
平成29年4月1日

熊本県公告第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町花立一丁目4138番3、同4139番1、同4139番2の一部、同4140番2、同4147番及び同4148番15
4,531.63平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市北区武蔵ヶ丘五丁目2番18号
有限会社ナイトウコーポレーション

熊本県公告第210号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字三角2086番50
280.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋2696番地718パストガーデンみずき台J棟2号
西村 祐介

熊本県公告第211号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成29年4月11日から同月24日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成29年4月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
永本 智裕	上益城郡御船町滝川	上益城郡御船町大字滝川字前田561番
石坂 幸樹	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字南屋敷134 1番ほか1筆
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上島字門ノ久240 番1
農事組合法人かしま広域農場	上益城郡嘉島町上島	上益城郡嘉島町大字上仲間字迎古川14 32番
野口 清吾	上益城郡甲佐町早川	上益城郡甲佐町大字早川字向鶴1137 番ほか4筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字池田214 3番ほか34筆
農事組合法人津志田	上益城郡甲佐町津志田	上益城郡甲佐町大字津志田字鶴2003 番1ほか12筆
緒方 知治	上益城郡甲佐町有安	上益城郡甲佐町大字有安字前田230番 ほか1筆
農事組合法人元白旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第一38 0番1ほか1筆
農事組合法人元白旗	上益城郡甲佐町白旗	上益城郡甲佐町大字白旗字白旗第二19 13番1
農事組合法人南阿蘇くぎの	阿蘇郡南阿蘇村河陰	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰字岸野下241 6番
農事組合法人本井	水俣市越小場	水俣市越小場字笠石1290番ほか3筆

木生産組合		
株式会社まるごと農場	水俣市古里	水俣市古里字日添 8 1 6 番 1
中村 幹雄	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田乙字耳取 1 5 1 7 番
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田乙字久保田 1 4 9 ほか 2 筆
西川 正晴	球磨郡山江村山田丁	球磨郡山江村大字山田乙字下芹田 2 3 7 番 2
秋丸 安弘	球磨郡山江村山田乙	球磨郡山江村大字山田丙字北山神 1 7 4 4 番 1 ほか 2 筆

2 申請年月日
平成 29 年 3 月 27 日

熊本県公告第 2 1 2 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 4 月 11 日から同月 24 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 4 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
五嶋 一拓	阿蘇市狩尾	阿蘇市狩尾字四ツ江 1 3 8 2 番ほか 6 筆
有限会社やまうち農産	阿蘇市竹原	阿蘇市役犬原字東中原 1 5 1 3 番 2 ほか 2 筆
有限会社内田農場	阿蘇市内牧	阿蘇市内牧字番出 1 4 0 4 番 1 ほか 3 筆

2 申請年月日
平成 29 年 3 月 28 日

熊本県公告第 2 1 3 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 29 年 4 月 11 日から同月 24 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 29 年 4 月 11 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人高月	上益城郡山都町高月	上益城郡山都町井無田字桑ノ原 8 0 1 番ほか 3 筆
久保山 正光	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字城平 4 1 3 2 番 1
池田 武光	球磨郡相良村深水	球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾 9 8 6 番 4 3
木崎 俊充	球磨郡相良村川辺	球磨郡相良村大字川辺字下黒石 5 2 7 8 番 1 ほか 8 筆

2 申請年月日
平成 29 年 3 月 29 日

登 載 依 頼

熊 警 公 告 第 2 1 号

次 の と お り 一 般 競 争 入 札 に 付 す る 。

平 成 2 9 年 4 月 1 1 日

熊 本 県 警 察 本 部 長 村 田 達 哉

1 競 争 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 契 約 名
自 動 車 任 意 保 険 契 約
- (2) 入 札 ・ 契 約 担 当 部 局
熊 本 県 警 察 本 部 警 務 課 装 備 係 (熊 本 県 警 察 本 部 庁 舎 3 階)
郵 便 番 号 8 6 2 - 8 6 1 0 熊 本 市 中 央 区 水 前 寺 六 丁 目 1 8 番 1 号
電 話 番 号 0 9 6 - 3 8 1 - 0 1 1 0 (内 線 2 3 1 4)
- (3) 契 約 内 容
熊 本 県 警 察 車 両 1 2 0 9 台 に 対 す る 自 動 車 任 意 保 険 契 約
入 札 説 明 書 及 び 自 動 車 任 意 保 険 仕 様 書 の と お り
- (4) 契 約 期 間
平 成 2 9 年 5 月 3 1 日 か ら 平 成 3 0 年 5 月 3 1 日 ま で
- (5) 入 札 方 法
こ の 入 札 は 、 紙 入 札 案 件 で あ る 。
- (6) 入 札 金 額 等
入 札 金 額 は 、 本 保 険 契 約 に 要 す る 費 用 の 総 価 と す る 。
- (7) 入 札 方 法
ア 入 札 説 明 書 及 び 仕 様 書 に 特 段 の 定 め が な い 事 項 に つ い て は 、 熊 本 県 競 争 契 約 入 札 心 得 (昭 和 3 9 年 熊 本 県 告 示 第 4 2 0 号) の 規 程 を 準 用 す る 。
- イ 入 札 書 は 、 入 札 説 明 書 に 示 す 様 式 に よ り 作 成 す る こ と 。
- (8) 最 低 制 限 価 格 の 設 定
こ の 入 札 は 、 最 低 制 限 価 格 を 設 け な い 。

2 入 札 参 加 者 の 必 要 な 資 格 に 関 す る 事 項

次 の (1) か ら (8) ま で に 定 め る 条 件 の 全 て を 満 た す 者 で あ る こ と 。

- (1) 地 方 自 治 法 施 行 令 (昭 和 2 2 年 政 令 第 1 6 号) 第 1 6 7 条 の 4 の 規 定 に 該 当 し な い 者
- (2) 保 険 業 に つ い て 内 閣 総 理 大 臣 の 免 許 を 受 け て い る 者 又 は 自 動 車 共 済 事 業 を 行 う 者 で 監 督 行 政 庁 の 事 業 認 可 を 受 け て い る 者
- (3) 平 成 2 9 年 4 月 1 日 現 在 に お い て 、 同 種 の 営 業 を 引 き 続 き 2 年 以 上 営 ん で い る 者
- (4) 熊 本 県 内 に 本 店 、 支 店 、 本 社 、 支 社 又 は 営 業 所 (代 理 店 を 除 く 。) を 2 店 舗 以 上 有 し 、 か つ 、 1 店 舗 以 上 を 熊 本 市 内 に 、 1 店 舗 以 上 を 熊 本 市 以 外 に 有 す る 者
- (5) 会 社 更 生 法 (平 成 1 4 年 法 律 第 1 5 4 号) 第 1 7 条 の 規 定 に よ る 更 生 手 続 開 始 の 申 立 て を 行 っ た 者 又 は 申 立 て を な さ れ た 者 に あ っ て は 、 裁 判 所 か ら 当 該 申 立 て に 係 る 更 正 計 画 認 可 の 決 定 を 受 け て い る こ と 。
- (6) 民 事 再 生 法 (平 成 1 1 年 法 律 第 2 2 5 号) 第 2 1 条 の 規 定 に よ る 再 生 手 続 開 始 の 申 立 て を 行 っ た 者 又 は 申 立 て を な さ れ た 者 に あ っ て は 、 裁 判 所 か ら 当 該 申 立 て に 係 る 再 生 計 画 認 可 の 決 定 を 受 け て い る こ と 。
- (7) 県 税 を 完 納 し て い る 者
- (8) 次 に 掲 げ る 事 項 の い ず れ に も 該 当 し な い 者 で あ る こ と 。
- ア 役 員 等 に 暴 力 団 員 等 が あ る と き 、 又 は 暴 力 団 密 接 関 係 者 で あ る と き 。
- イ 役 員 等 が 、 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 と 社 会 的 に 非 難 さ れ る べ き 関 係 を 有 し て い る と き 。
- ウ 役 員 等 が 、 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 に 対 し て 資 金 等 を 供 給 し 、 又 は 便 宜 を 供 与 す る な ど 、 積 極 的 に 暴 力 団 の 維 持 又 は 運 営 に 協 力 し 又 は 関 与 し て い る と き 。
- エ 役 員 等 が 、 自 社 、 自 己 若 し く は 第 三 者 の 不 正 の 利 益 を 図 り 、 又 は 第 三 者 に 損 害 を 加 え る 目 的 を も っ て 、 暴 力 団 の 威 力 又 は 暴 力 団 員 等 を 利 用 す る な ど し て い る と き 。
- オ 役 員 等 が 、 暴 力 団 員 等 で あ る こ と を 知 り な が ら こ れ を 不 当 に 利 用 す る な ど し て い る と き 。
- ※ 「 暴 力 団 」 、 「 暴 力 団 員 」 、 「 暴 力 団 員 等 」 及 び 「 暴 力 団 密 接 関 係 者 」 と は 、 熊 本 県 暴 力 団 排 除 条 例 (平 成 2 2 年 熊 本 県 条 例 第 5 2 号) 第 2 条 に 規 定 す る も の を い う 。
- ※ 「 役 員 等 」 と は 、 個 人 で あ る 場 合 は そ の 者 、 法 人 で あ る 場 合 は そ の 役 員 又 は 契 約 事 務 の 権 限 を 委 任 さ れ て い る 若 し く は 本 業 務 に 従 事 す る 予 定 の 支 店 長 、 営 業 所 長 そ の 他 の 者 を い う 。
- ※ 「 暴 力 団 又 は 暴 力 団 員 等 と 社 会 的 に 非 難 さ れ る べ き 関 係 」 と は 、 暴 力 団 員 等 が 参 加 す る 会 合 等 に 出 席 す る こ と 、 会 合 等 に 暴 力 団 員 等 を 招 待 す る こ と 、 又 は 暴 力 団 員 等 と 会 食 、 遊 技 等 の 交 遊 が 継 続 的 に 行 わ れ て い る 場 合 を い う 。

3 入 札 参 加 資 格 を 得 る た め の 申 請 方 法 等

- (1) 提 出 書 類
こ の 入 札 に 参 加 を 希 望 す る 者 は 、 2 (1) か ら (8) ま で に 定 め る 条 件 の 全 て を 満

- たす者であることの確認を受けるため、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙1）を提出すること。
- (2) 提出方法
（1）に掲げる書類を書面で提出期間内（必着）により郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成29年4月25日（火）午後5時まで
- (4) 提出先
1（2）に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査の結果は、資格審査結果通知書（別紙2）により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成29年4月25日（火）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札書等の様式、入札説明書の取得
1（2）に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成29年5月12日（金）まで行う。
※ ただし、入札前の積算に必要な車両データについては、入札参加者のうち入札参加資格審査に合格した者に対して、電子データを提供する。
- (3) 入札の方法
- ア 日時
平成29年5月12日（金）午前10時
- イ 場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県警察本部庁舎2階 201会議室
- ウ 入札書の提出方法
入札書（別紙様式1）（代理人が入札するとき、入札書及び委任状（別紙様式2））をアの日時にイの場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成29年5月11日（木）午後5時（必着）までに1（2）に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に契約の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、契約の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書（別紙様式3）を入れること。
- (4) 開札の方法、日時等
入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに（3）アの日時に（3）イの場所で開札を行う。
- (5) 入札の回数
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。
なお、入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ク 二以上の意思表示をした入札
ケ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者がいるときは、これに代えて当該入札の執行事務に関係のない県の職員にくじを引かせるものとする。

- (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
 - (1) 契約書の作成の要否
契約書については作成を要しないものとする。
なお、契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴し、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
 - (2) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を含める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
 - (3) 契約保証金
契約をしようとする者は、(2)の期限までに、1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上は、契約保証金の納付を免除することができる。
ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 過去2年間に国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項）に規定する独立行政法人及び国立大学法人（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。）と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じとする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないことを認められる場合に限る。）とする。
- 6 その他
入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- 7 問合せ
 - (1) 契約内容、仕様書、資格審査申請等入札の内容全般に関する問合せ先
（本公告に係る入札・契約担当局）
熊本県警察本部警務課装備係（熊本県警察本部庁舎3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110（内線2314）
 - (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

熊本県防災会議公告第1号

熊本県石油コンビナート等防災本部公告第1号

熊本県水防協議会公告第1号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成29年4月11日

熊本県防災会議会長	蒲島郁夫
熊本県石油コンビナート等防災本部本部長	蒲島郁夫
熊本県水防協議会会長	蒲島郁夫

- 1 開催日時
平成29年4月19日（水）
午後2時00分から
- 2 開催場所
熊本県庁行政棟本館地下大会議室
- 3 内容
 - (1) 審議事項
 - ア 平成29年度熊本県地域防災計画修正案について
 - イ 平成29年度熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
 - ウ 平成29年度熊本県水防計画修正案について
 - (2) その他の報告事項等
 - ア 平成28年熊本地震の検証報告について
 - イ 平成29年度の注意報・警報等の暫定基準の運用について
- 4 傍聴人の定員
20人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。

